

2015年度前期 宇宙法政策模擬交渉
第2回授業

米国の宇宙法政策

2015年4月22日
神戸大学 大学院 法学研究科
高屋友里

今週の宇宙ニュース:

- ◆2015年4月14日 Space X社 国際宇宙ステーション(ISS)にむけて
Dragon cargoを打上げ成功

<https://www.youtube.com/watch?v=TKuRgK1CvuE>

しかし、再使用型ロケットFalcon9の軟着陸には失敗

<https://www.youtube.com/watch?v=xQ-CM9Xb1lk>

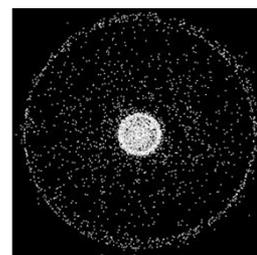
- ◆国連宇宙空間平和利用委員会(UNCOPUOS)・法律小委員会(LSC)開催
(4月13日～24日)

<http://www.unoosa.org/oosa/en/COPUOS/lsc/2015/index.html>

BACKGROUND OF SPACE LAW

3

そのまえに・・・地球軌道の種類と主な用途



© NASA

低軌道 (LEO)

中起動 (MEO)

静止軌道 (GEO)

地球観測 Earth Observation

測位 Positioning Navigation and Timing

通信 気象 Telecommunication, Meteorology

4

宇宙空間の軍事利用-1 歴史



WWII中、ドイツが開発したV2ミサイルを開発

→戦勝国へ技術移転 米国は人材を、旧ソ連は技術を

50年-70年代 米ソによる宇宙開発＝国威発揚

宇宙空間で対衛星(ASAT)実験計画

1972年 弾道弾ミサイル制限条約(ABM条約)でASAT実験は禁止

1983年 Strategic Defense Initiative (SDI)発表

1990年代 GPS開発・運用

90年-91年 湾岸戦争で初めてGPSが使用

2001年 9.11米同時多発テロ

Missile Defense (ミサイル防衛)実験開始

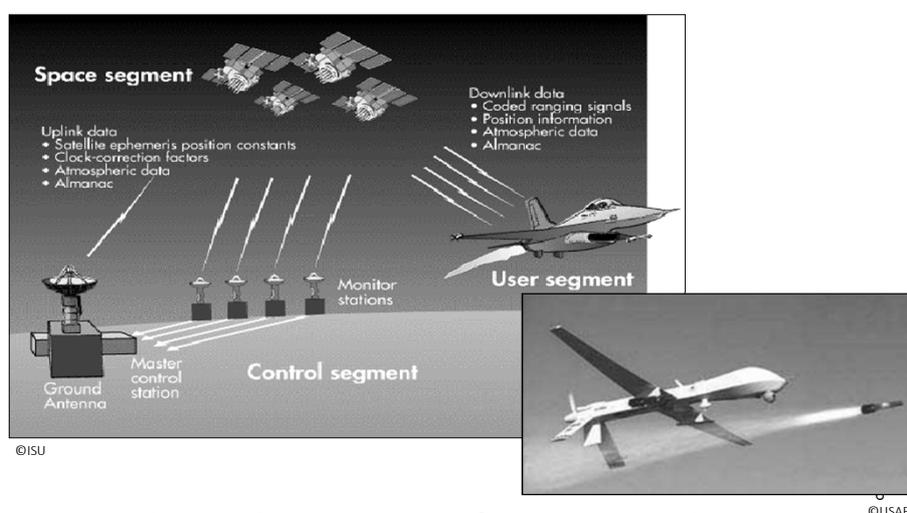
2003年 アフガニスタン戦争 無人爆撃機実用化



© USAF

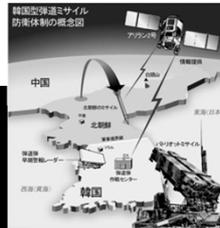
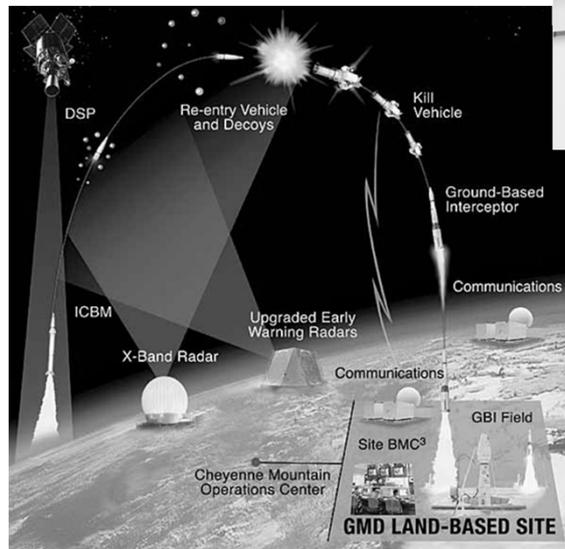
5

宇宙空間の軍事利用-2 測位衛星システム(GNSS)



→陸・海・空すべての軍事システムを統合

宇宙空間の軍事利用- 3 ミサイル防衛



- 1983年 米国が構想
- 2003年 日本も参画
- 宇宙空間に宇宙兵器の配備を計画
- 欧州に地上局配備でロシアと関係悪化
- 集団的自衛権・先制的自衛権の問題

©USAF

国際宇宙法- 1 2つの国際フォーラム

□ 平和利用→国連宇宙部 宇宙平和利用委員会 (COPUOS: Committee on the Peaceful Uses of Outer Space)

1957年国連総会決議1148(XII):

専ら(exclusively) 平和的・科学的目的で宇宙活動を行う

1958年国連総会決議1348(XIII):

宇宙空間の平和利用と国際協力を強調→委員会設置が要請される

□ 軍事利用→軍縮会議 宇宙空間軍備競争防止委員会

(Ad Hoc PAROS Committee:

Ad Hoc Committee on Prevention of an Arms Race in Outer Space)

1984年国連総会決議39/59:

前年にレーガン元大統領の軍事プロジェクト提唱に対抗して設立

(1) 宇宙空間の軍拡回避に関する問題

(2) 宇宙活動に関する既存の条約の検討

(3) 現存する提案および将来のイニシアティブの研究

8

国際宇宙法- 2

UN COPUOSで作られた条約・原則

- ◆ 宇宙諸条約:
 - 1967年 宇宙条約
 - 1968年 宇宙救助返還協定
 - 1972年 宇宙損害責任条約
 - 1975年 宇宙物体登録条約
 - 1979年 月協定
- ◆ ソフトロー:
 - 1982年 直接放送衛星原則
 - 1986年 リモートセンシング原則
 - 1992年 原子力電源使用制限原則
 - 1996年 スペースベネフィット原則
 - 2004年 「打ち上げ国」概念適用
 - 2007年 宇宙物体登録実行向上勧告
 - 2013年 探査・利用関する国内法制定勧告

1967年宇宙条約

- 第1条 宇宙空間の探査利用の自由
- 第2条 領有の禁止
- 第3条 国連憲章を含む国際法の適用
- 第4条 平和利用原則(WMD地球軌道配備の禁止)
- 第5条 宇宙飛行士に対する援助
- 第6条 国家責任
- 第7条 国の賠償責任(地表と飛行中の航空機への損害)
- 第8条 管轄権と権利(宇宙物体の登録)う
- 第9条 宇宙活動の協力
- 第10条 観測の機会
- 第11条 情報の提供
- 第12条 査察 (※第13-17条 条約上の手続き)

国際宇宙法-3 宇宙条約 第1条「宇宙活動自由の原則」

■ 自由なアクセスの権利

月および他の天体を含む宇宙空間の探査・利用は全人類の活動分野
天体すべての地域への立ち入りは自由でなくてはならない

■ 自由な探査の権利

月および他の天体を含む宇宙空間での探査活動は自由であり、経済的あるいは科学的発展にかかわらず、すべての国家の利益のために行わなければならない
国連憲章を含む国際法に従って差別なく平等に立ち行われなければならない

■ 自由な利用の権利

科学調査は自由であり、国際協力が奨励される

11

国際宇宙法-4 宇宙条約 主な条項

■ 第2条 領有の禁止

月その他の天体を含む宇宙空間は、主権の主張、使用若しくは占拠又はその他のいかなる手段によつても国家による取得の対象とはならない。

■ 第3条 国連憲章を含む国際法の適用

条約の当事国は、国際連合憲章を含む国際法に従つて、国際の平和及び安全の維持並びに国際間の協力及び理解の促進のために、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における活動を行なわなければならない。

■ 第6条 国家責任 (Responsibility)

それが政府機関によつて行なわれるか非政府団体によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。

■ 第7条 国家(賠償)責任 (Liability)

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間に物体を発射し若しくは発射させる場合又はその領域若しくは施設から物体が発射される場合には、その物体又はその構成部分が地球上、大気空間又は月その他の天体を含む宇宙空間において条約の他の当事国又はその自然人若しくは法人に与える損害について国際的に責任を有する。

国際宇宙法- 5
宇宙条約 第4条1項:WMDの配備禁止

地球軌道に核兵器を含む大量破壊兵器は配備してはならない

*placing of nuclear weapon or any other
weapons of mass destruction in outer space,
including the moon and other celestial bodies.*

しかし..

1. 宇宙兵器は必ずしも核兵器や大量破壊兵器ではない
→通常兵器の配備は違法ではない
2. 国連憲章第51条「自衛権」に基づき、宇宙空間で兵器を使用できるという解釈も可能(PAROS委員会では否定)

13

国際宇宙法- 6
宇宙条約 第4条2項:月その他の天体

月その他の天体はもっぱら平和的目的で利用しなくてはならない

*'States Parties should use the Moon and other celestial
bodies exclusively for peaceful purposes'.
'...the testing of any type of weapons and the conduct of
military manoeuvres on celestial bodies shall be forbidden'.*

→地球軌道は？「平和的」の定義は？

14

国際宇宙法- 7 「平和的」の定義



© NASA ESA

「平和的」=「非軍事的」? それとも「非侵略的」?

Peaceful = Non-Military? Non-Aggressive

米国が後者を主張する理由:

- 宇宙技術は軍民両用・宇宙ミッションには軍人と軍備を使用
- 第4条第1パラは通常兵器の禁止を明記せず
- 自衛権は国連憲章第51条に基づき適用可能
- 宇宙条約第1条の「平和的」と第4条の「平和的」の定義は一緒ではない。‘interest’や‘benefit’は各国により異なる

15

米国の宇宙法政策

1. 米国が批准している国連宇宙諸条約

◆ 平和利用に関して

宇宙諸条約:	1967年	宇宙条約	○
	1968年	宇宙救助返還協定	○
	1972年	宇宙損害責任条約	○
	1975年	宇宙物体登録条約	○
	1979年	月協定	×

◆ 宇宙空間の境界線確定や定義:

大気圏との境界線を画定、もしくは定義する必要なし
理由: 過去→主権説 現在→民間企業の保護?

◆ 宇宙法の適用について: 機能説

2. 宇宙国内法

◆ 国内宇宙法

1934年 通信法
1958年 国家航空宇宙法(NASA Act)
1990年 宇宙空間における発明(特許法)
1992年 陸域リモートセンシング政策法
1998年 商業宇宙法
2004年 商業宇宙打上げ法

◆ 宇宙プロジェクトに関する二国間条約は多数

(例) 国際宇宙基地協力協定(新IGA)

3. 宇宙政策

◆アイゼンハウアー政権

1958年 NASA法

宇宙空間の民生利用と軍事利用を明確に区別

◆カーター政権・レーガン政権

宇宙政策見直し

スペースシャトルの主な役割も検討

◆クリントン政権 1996年国家宇宙政策 (National Space Policy)

ソ連崩壊をうけ、安全保障、外交、経済成長、
商業宇宙活動について明記

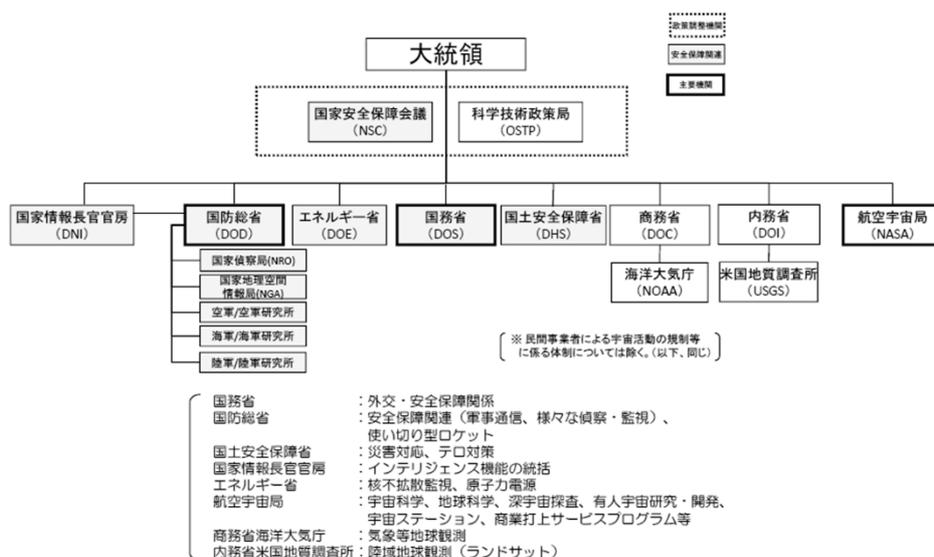
◆ブッシュ政権 2006年国家宇宙政策

安全保障を重要視(自衛権行使を示唆)

◆オバマ政権 2010年国家宇宙政策

国際協力・透明性・信頼醸成措置・商業宇宙活動

4. 宇宙活動関連省庁-1



内閣府資料(2013年) <http://www8.cao.go.jp/space/committee/tyousa-dai1/siryou4.pdf>

4. 宇宙活動関連省庁-2

National Aeronautics and Space Administration [**NASA**]:aeronautical and space activities

Department of State [**DOS**]: export controls / international treaties

Department of Transportation [**DOT**]:

licenses and promotes commercial launch operations in conjunction with other agencies

example: Federal Aviation Administration [**FAA**]

Federal Communications Commission [**FCC**]

Department of Commerce [**DOC**]

National Oceanic and Atmospheric Administration [**NOAA**] engages in remote sensing, gathers data, conducts research, makes predictions about the Earth's environment

Office of Space Commercialization coordinates space-related issues and programs within DOC

Department of Defense [**DOD**]: uses space for national security

SIMULATED NEGOTIATION

SIMULATED NEGOTIATION

“SHOULD ALL STATES DEVELOP OUTER SPACE PROGRAMMES/ACTIVITIES?”
 「宇宙活動はすべての国家がすべきか」

- ✓ 宇宙技術の性質は？
- ✓ 国連加盟国が193か国に対して、
 ロケット打ち上げ能力を有するのは現在9か国
 (日・米・露・EU・中・印・ウクライナ・イスラエル・イラン)

Team YES	Team No
阪井さん	中村くん
美除くん	八塚くん
宮野くん	笹原さん
吉田さん	徐さん
劉さん	

TIME TABLE

- 15:30 ~ 15:50 第1ラウンド
 グループ・ディスカッション(20分・日本語/英語)
- 15:50~16:00 発表(5分 * 2=10分・英語)
- 16:00 ~ 16:10 第2ラウンド(反論)
 グループ・ディスカッション(10分・英語)
- 16:10 ~ 16:30 発表(10分 * 2= 20分・英語)

“SHOULD ALL STATES DEVELOP OUTER SPACE PROGRAMMES/ACTIVITIES?”

「宇宙活動はすべての国家がすべきか」

第1ラウンド:15:50-16:00 1チーム5分

TEAM YES



TEAM NO

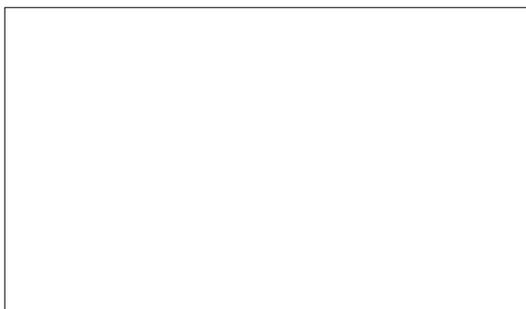


“SHOULD ALL STATES DEVELOP OUTER SPACE PROGRAMMES/ACTIVITIES?”

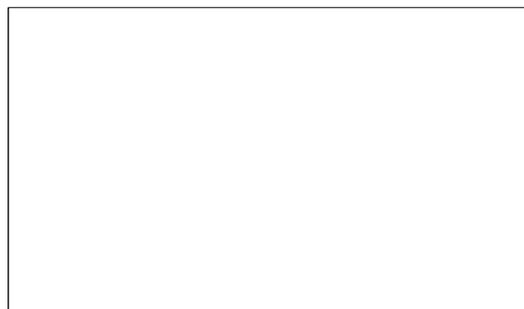
「宇宙活動はすべての国家がすべきか」

第2ラウンド:16:10-16:30 1チーム10分

TEAM YES



TEAM NO



END